

(新)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費

【医療政策課 予算額 78,801千円】

事業の目的

新型コロナウイルスワクチンの流通調整や接種実施の体制確保に係る調整を図るとともに、市町で対応が困難な専門的相談を受け付ける体制を構築

事業の概要

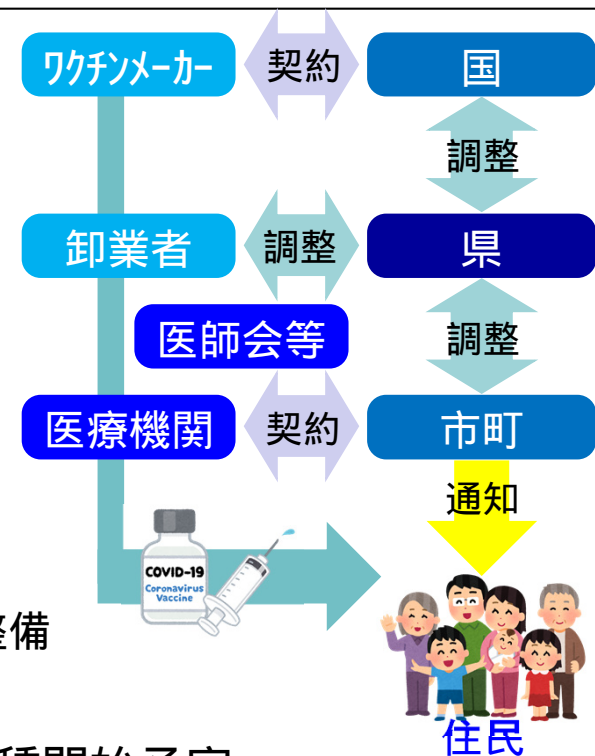
1 実施体制確保に係る調整

- 地域の卸売業者との調整(ワクチン流通等)
- 市町事務に係る調整
(国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等)
- 医療従事者等への接種体制の検討・調整
(関係団体及び医療機関への経費支援等)

2 専門的相談体制の構築

- 市町で対応が困難な専門的相談を受け付ける体制を整備

令和3年3月中旬頃～ 医療従事者等から順次接種開始予定



新型コロナウイルス感染症対策事業 (相談体制の確保関係)

【医療政策課 予算額 100,656千円】
【薬務行政室 予算額 134,566千円】

事業の目的

新型コロナウイルス感染症に係る相談体制の充実並びに相談増加による保健所の負担軽減及び機能維持を図るため、相談体制を整備

事業の概要

相談窓口設置事業費 100,656千円

令和3年度当初予算

専門性の高い看護職員による電話相談を行う「受診・相談センター」を設置
(県下全域対象、24時間対応)

保健所設置市における医療機関からの相談及び検査の調整等の業務を各市医師会へ委託する経費を補助

(新) 新型コロナウイルス感染症対策薬局強化事業費 134,566千円

令和2年度
2月補正予算(経済対策)

相談対応や検査機関の斡旋等を行う指定薬局への支援金を支給
(3万円/1名、約740箇所)

県薬剤師会において企業等への感染拡大防止に係る助言等を実施

感染症対策に資する介護ロボット等導入促進事業費

事業の目的

【長寿社会課 予算額 297,548千円】

介護施設における職員や利用者間の接触の機会を減らし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止等を図るため、介護ロボット等の導入経費を助成

事業の概要

対象施設

- ・ 介護施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム等)

対象機器

- ・ 職員や利用者の接触機会の減少が図られ、職員の負担軽減効果が高い機器
(例:見守りセンサー、移乗支援機器、ICT等)

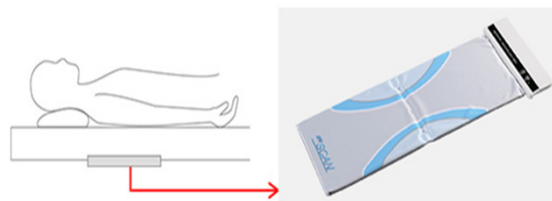
補助上限

- ・ 1機器あたり30万円
ただし、移乗支援機器等は100万円

補助率

- ・ 3 / 4

<見守りセンサー>



<移乗介助>



生活福祉資金貸付事業費

事業の目的

【福祉保健課 予算額 847,190千円】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で収入減となっている世帯の資金需要に対応するため、貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資を補助

事業の概要

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方]) 【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置		本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等※1の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内	貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内=60万円以内 (単身)月15万円×3月以内=45万円以内	同左(注2)
据置期間	2月以内	1年以内※2	据置期間	6月以内	1年以内※2
償還期限	12月以内	2年以内	償還期限	10年以内	同左
貸付利子	無利子	無利子	貸付利子	保証人あり: 無利子 保証人なし: 年1.5%	無利子

再貸付を可能とし、緊急小口資金と合わせて最大200万円貸付可能

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、更に3月以内(60万円以内)追加で貸付を行うことができる。また、令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施する。

高等学校私立学校助成費(奨学給付金関係) 公立高校奨学給付金事業費

【学事振興課 予算額 32,157千円】

【教育環境整備課 予算額 65,349千円】

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯の高校生等の学びを支えるため、奨学給付金による追加支援を実施

事業の概要

令和2年度 of 高校生等奨学給付金の受給者に対し、追加支援を実施
(令和2年度分単価の増)

世帯区分	給付額(年額)	
	国公立	私立
非課税世帯 全日制等(第1子)	84,000円 →110,100円(+26,100円)	103,500円 →129,600円(+26,100円)
非課税世帯 全日制等(第2子以降*)	129,700円 →141,700円(+12,000円)	138,000円 →150,000円(+12,000円)
非課税世帯 通信制・専攻科	36,500円 →48,500円(+12,000円)	38,100円 →50,100円(+12,000円)

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

